

**設置の趣旨等を記載した書類**

**【大学院博士後期課程の設置】**

**大学院国際芸術創造研究科**

**アートプロデュース専攻（博士後期課程）**



## 【目次】

<b>1. 設置の趣旨及び必要性</b>	<b>5</b>
1.1. 大学等を設置する理由・必要性	5
1.2. どのような人材を養成するのか	11
1.3. 中心的な学問分野	14
<b>2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称</b>	<b>14</b>
2.1. 研究科における専攻の構成	14
2.2. 専攻の名称と理由	16
2.2.1. 専攻の名称	16
2.2.2. 専攻の名称の理由	16
2.3. 学位の名称と理由	17
2.3.1. ディプロマポリシー	17
2.3.2. 学位の名称	17
2.3.3. 学位の名称の理由	17
<b>3. 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む）</b>	<b>17</b>
3.1. 教育目標	17
3.2. 教育課程の編成と特色	18
3.2.1. カリキュラムポリシー	18
3.2.2. 編成	18
3.2.3. 特色	19
3.3. 主な研究領域の概要	20
<b>4. 教員組織の編成の考え方及び特色</b>	<b>21</b>
<b>5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</b>	<b>22</b>
5.1. 修了の要件	22
5.2. 履修モデル	24
5.2.1. 芸術と社会の関係に関する分野において高度な理論の体系的構築を志す者	24
5.2.2. 指導的立場において高度な理論に裏付けられた実践活動を志す者	25
5.2.3. 政府や国際機関において文化政策の企画・立案・実施に従事しようとする者	25
5.2.4. 芸術文化と社会や経済との関係について研究し、国内外の文化経済学、芸術社会学、文化研究など芸術文化をめぐる人文社会科学の領域でグローバルなレベルの研究職を志す者	26
5.3. 指導プロセス	26
5.4. 学位論文審査体制、公表方法	27
5.4.1. 学位論文審査体制	27

5.4.1.1.	博士論文提出資格審査	28
5.4.1.2.	博士論文予備審査	29
5.4.1.3.	博士論文審査	30
5.4.2.	学位論文公表方法	31
5.5.	研究の倫理審査体制	31
5.6.	想定される研究テーマ	31
<b>6.</b>	<b>施設・設備等の整備計画</b>	<b>33</b>
<b>7.</b>	<b>基礎となる修士課程との関係</b>	<b>34</b>
<b>8.</b>	<b>入学者選抜の概要</b>	<b>35</b>
8.1.	受入学生について	35
8.1.1.	アドミッションポリシー	35
8.1.2.	出願資格	36
8.2.	選抜方法	36
8.2.1.	選抜方法	36
8.2.2.	選考基準	36
8.3.	選抜体制	36
8.3.1.	入学定員	36
8.3.2.	募集時期	37
8.3.3.	外国人学生受入の方策	37
<b>9.</b>	<b>2以上の校地において教育研究を行う場合</b>	<b>38</b>
<b>10.</b>	<b>管理運営</b>	<b>38</b>
10.1.	全学的なマネジメント体制	38
10.2.	研究科における管理運営体制	39
<b>11.</b>	<b>自己点検・評価</b>	<b>39</b>
11.1.	大学としての実施体制・実施方法	39
11.2.	評価結果の活用等	40
<b>12.</b>	<b>情報の公表</b>	<b>40</b>
<b>13.</b>	<b>教育内容等の改善のための組織的な研修等</b>	<b>42</b>
13.1.	大学としての取組	42
13.2.	研究科としての取組	43
	<b>【用語集】</b>	<b>44</b>
	<b>【別添資料目次】</b>	<b>45</b>

# 1. 設置の趣旨及び必要性

## 1.1. 大学等を設置する理由・必要性

グローバル化が急速に進展する今日、我が国においては、教育再生をはじめ、産業競争力強化や経済成長、地方創生等の様々な課題に直面しており、これらの諸課題を克服し、持続的に成長・発展していくための新たなフロンティア開拓が求められている。特に、「文化芸術立国」として国際プレゼンス確立を目指す我が国においては、国際的な芸術文化交流による国境を超えた相互理解増進や国際平和の実現、芸術文化の魅力によって世界の国々を引きつけること（芸術文化力の発信）が重要となっている。この現状を踏まえ、世界的にも注目され、高い評価を得ている我が国の芸術文化力を活かしたグローバル戦略を展開していく必要がある、自国の芸術文化価値を一層高め、新たな創造に発展させ、国際社会に対して積極的に発信できる人材育成が急務となっている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受けて、平成26年3月に下村文部科学大臣・文化庁が取りまとめた「文化芸術立国中期プラン～2020年に日本が、「世界の文化芸術の交流のハブ」となる～」においても、2020年をターゲットイヤーとして、世界に誇る日本各地の文化力を生かした取組（各地域の文化芸術活動、有形・無形の文化遺産を活用した取組、海外発信・世界との交流を目指した国際イベントなど）を、全国の自治体や芸術家等関係者と共に進め、このための基盤整備を計画的に行うことを明言している。 【資料1】

同プランにおける重要施策の第一番目に「人をつくる」を掲げ、文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材（アートマネジメント人材、学芸員、ファシリテーター、舞台技術者等）の育成・活用、海外との交流、顕彰等が提言されており、同プランを踏まえた政府方針として、平成27年5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次方針）」においても、我が国の芸術文化力を活かすことのできる高度専門人材の育成は、国家的課題として認識されている。 【資料2】

東京芸術大学は、我が国唯一の国立総合芸術大学として、創立以来120余年に亘り、国際舞台で活躍する傑出した芸術家育成をはじめ、自国の芸術文化の振興・発展や国際化を牽引する“国家戦略実行のフロントランナー”としての役割を果たしてきた。古くから日本人の高度な作家、実演家、研究者

を育成するとともに、東アジアを中心に受け入れてきた留学生は帰国後、各国の芸術系大学の教員として活躍しており、本学を中心に各国に広がる人的ネットワークが存在する。特に法人化前後の時期からはこのような人脈を活かし、**本学がアジアの芸術系大学のハブとなる**ことを目標として取り組みを進めてきた。また近年は芸術と科学技術の融合分野にも力を入れている。

我が国の芸術文化を継承するとともに、世界的にも稀な、美術、音楽及び映像の3つの分野における世界水準の教育研究実績やリソースを活かしつつ、分野を超えた連携や多角的アプローチによる新たな芸術の創造を探求してきた本学が、前述の国家的課題へ対応していくことは当然の使命であり、併せて、文部科学省「国立大学改革プラン」等を踏まえた、大学の更なる機能強化を図る必要がある。

とりわけ、国家戦略に関しては、平成26年度に文部科学省「**スーパーグローバル大学創成事業**」において、**芸術系大学として唯一採択**されるとともに、文部科学省「国立大学機能強化」においても、**国際的芸術系教育研究拠点としての機能を強化すべきとのミッション**が明示されたことから、これらを踏まえたアクションプランとして、平成26年10月に「東京芸術大学学長宣言2014～目指すは“世界の頂”～」及び「東京芸術大学 大学改革・機能強化推進戦略」を策定し、その中で、本学が果たすべき役割として、**我が国固有の芸術文化を振興・国際発信し、国際舞台で躍動する傑出した芸術家育成等を明確に掲げ、グローバル展開の強化など、世界最高水準の総合芸術大学として、我が国の文化芸術立国中期プランの中核を担うべく、大学改革を展開**している。 【資料3】

同戦略における教育研究組織改革として、平成27年度には、これまでの取組を一層発展させるべく、教員組織を見直して、**分野横断型の「芸術研究院」を新たに編成**し、個々の分野の強み・特色を有機的に統合し、世界をリードできる新たな芸術文化価値の創造・発信を推進しており、さらに平成28年度には、**分野横断的・学際的な教育研究基盤を活かした新たな独立研究科として、「大学院国際芸術創造研究科」を新設**した。

国際芸術創造研究科は、大学改革の中核を担う組織のひとつとして、本学の傑出したリソースや環境等を活用し、我が国の芸術文化力を活かしたグローバル展開や国家的課題となっている産業競争力強化等の諸課題解決に資する人材育成を推進することを目的として、国際的視座に立った“創造”と“発信”の2つを基軸とし、既存の芸術文化価値や学術基盤を活かしながら、**芸**

**術文化のさまざまな実践を分野横断的に結びつけて新たな芸術価値を創造し、国際的に展開する先導的な実践型人材育成や芸術文化力を活かした新たなイノベーション創出・社会革新等を目指している。**

同研究科アートプロデュース専攻（修士課程）では、芸術文化を取り巻く環境の変化に対応するため、専門領域で分かれている芸術文化の様々な実践を横断的且つ有機的に結びつけながら、芸術と社会の新しい関係を提案できる人材育成を目指して、平成28年4月の開設以降、世界的なキュレーターやプロデューサー等の参画を得ながら、実践的な教育プログラムを展開しているが、研究科設置計画書にも記載したとおり、教育研究の更なる高度化はもとより、我が国の文化芸術立国としてのプレゼンスの向上という観点からも、**アートプロデュース専攻に博士後期課程を設置し、教育研究水準を世界最高水準まで高めていく必要がある。**

現在、芸術文化に対する高度な専門的知識を有する人材に対する国内外の需要は高まりつつある中、アートプロデュース専攻に対する社会的な期待も高く、例えば、平成29年1月に実施した企業アンケート調査（19機関回答）では、博士後期課程設置に関して、今後どのような点に積極的に取り組むべきか質問したところ、**「実践に基づく教育研究指導を行い、芸術関連機関の総合プロデューサーを養成すること（13機関）」**や、**「芸術活動の国際化・多様化に対応するための教育研究指導を行い、社会ニーズに応える総合的なアートマネジメント能力を持った人材を養成すること（12機関）」**について、**特に期待が高いことが確認されている。**

さらに、同アンケート調査においては、「アートプロデュース専攻博士後期課程の人材養成について、今後の芸術活動やグローバルな展開、社会に対する還元等において期待するか」について質問したところ、「大いに期待する」との意見が大半（13機関）を占めており、「少し期待する」までを含めると、およそ9割の機関が期待する旨回答しており、**博士後期課程における人材養成や教育研究活動等について強い期待が寄せられていることが確認されている。** 【「学生確保の見通し等を記載した書類」添付資料5-1】

また先進国においては、芸術文化は、もはや一つの重要な創造産業という領域を形成しており、製造業や情報産業に続くあらたな成長産業としての期待が高く、芸術文化産業は、単なる一産業ではなく、観光産業をはじめとする各種産業との結びつきも強めている。近年の創造都市論では、グローバル都市として世界中から創造産業を引き付けるための**文化芸術は重要なインフ**

ラとして認識されており、たとえば、イギリスの「クールブリタニア」政策における「YBAs (=Young British Artists)」と呼ばれる若手芸術家の育成や美術館やホールの建設・改装や国際美術展を起爆剤とした都市開発などは、文化芸術が国家産業政策の中で重要な役割を果たしている例として考えられるだろう。日本国内においても創造都市宣言をした横浜市の横浜トリエンナーレや越後妻有トリエンナーレ、あいちトリエンナーレ、瀬戸内国際芸術祭など都市の再開発や地域振興を結びつける動きが活性化している。

高等教育も、こうした動向に対応して変化しており、先進国の多くの人文芸術系大学ではこれまで伝統的な人文学の枠組みのなかにあった芸術教育である美術・美学史や音楽学・音楽史研究だけではなく、**より領域横断的で実践的なキュレーションやアートマネジメント、そしてそれに関する調査研究のための大学院の教育プログラムが博士課程として設置**されている。

【資料4】

たとえば、イギリスを代表する芸術系大学のロイヤル・カレッジ・オブ・アート (RCA) やロンドン大学ゴールドスミスカレッジでは、いち早くアートマネジメントやキュレーションの博士課程を設置し、美術館や博物館、国際美術展などのキュレーターやディレクター、研究者を多く輩出してきた。

【資料5】

また欧米のこうした動向を受けてシンガポールの南洋工科大学では芸術デザインメディア学科と同大学の現代美術センターを中心にアジアでは初めてキュレーションとアートマネジメントを中心とした博士課程のプログラムが2015年に設置されている。

今日国際的に活躍している芸術文化のプロデューサーやディレクター、キュレーターの多くは、こうした博士号取得者である。教育機関が博士課程を充実させていく中で、**欧米の国立美術館・博物館、大学美術館では新規の採用に際し、PhDを「必須 (required)」または「好ましい(preferred)」とするケースが増加**している。たとえばイギリスを代表する現代美術館テートモダンには、各領域毎に専門のリサーチスタッフを配置し、展覧会の企画運営、キュレーションにあたっているが、そのポストのほとんどがPhD取得者によって占められている。

アートマネジメントやキュレーションの領域は、そのキャリア形成において国際流動性が非常に高い領域である。たとえば、2016年に国際芸術創造研究科の特別招聘教授として講義と演習を行ったアンセルム・フランケは現在



活躍が最も期待されているベルリンを拠点とするキュレーター・批評家であるが、ロンドン大学ゴールドスミスカレッジで博士号を取得し、アントワープ、ベルン、ウィーン、ベルリン、ニューヨーク、深圳、ソウル、バイルードで「アニミズム」というプロジェクトを組織する一方で、2012年の台北ビエンナーレのキュレーターを務め、2016年韓国光州アジア文化センターで展覧会「中断された調査―砕かれた近代の神話」をキュレーションするなど文字通り世界中を飛び回りながら活動している。あるいはグッゲンハイム美術館のアジア美術部門のシニアキュレーターのアレクサンドラ・モンローは、草間彌生を国際的に再評価させる大々的な回顧展や村上隆の「リトルボーイ展」などを手がける一方で、「1945年の日本の美術」など企画調査型の展示を行うなどの日本を含むアジア現代美術シーンの中心的な人物であるが、彼女のキャリアを見ると、上智大学卒業後、ニューヨーク大学で修士号と博士号を取得した後、インデペンデントキュレーターとして、アメリカ、日本、そして東アジアを横断的に行き来しながらさまざま場所で展覧会を組織化し、グローバルな移動を通じて活躍の幅を広げていることがわかる。

今日グローバル化した芸術文化の領域では彼らのような存在は決して例外的なものではない。いくつもの国や都市の美術館やギャラリー、ビエンナーレやトリエンナーレなど国際展を転々としながら活動を広げるグローバルな人材が今最も必要とされているのだ。このように世界を転々としながら文化芸術のプロデュースを行う基盤となっているのは博士課程で取得した高度に専門的かつ実践的な知識である。現在アジアの芸術文化シーンにおいても、欧米の大学で博士号を取得した若手がアジアだけではなく世界中を移動しながら活躍している。

博士課程における専門的知識の修得の重要性が高まっているのは、現代美術の領域に留まらない。音楽やパフォーマンスアーツ、伝統文化など広く一般的に芸術文化施設において、その組織の拡大や社会的意義の高まり、さまざまなプロジェクトの増加に伴って、実践と研究の能力を備えた専門的人材がこれまで以上に必要とされつつある。過去においてはどちらかと言えば職歴と経験が重視された国際プロジェクトや芸術文化施設、国連関連機関、多国籍企業のフィランソロピー部門のディレクター職でも、最近では最低でも修士号以上の学位、できれば博士号と専門分野についての研究・実践実績が求められるようになっている。欧米のみならずアジア太平洋圏の代表的芸術文化機関の若手職員は修士号取得者がほとんどであり、若くしてディレクター職についている者の多くは博士号取得者である。今後この職域でリー

**ダーシップを発揮するには、博士号に相応しいより高度の専門性と広い知見、知識が必須となる**だろう。本専攻は、こうした領域の人材育成を通じて、国際的なレベルで芸術文化の創造に貢献することを目指している。

さらに、学部・修士レベルにおいてアートマネジメントやキュレーションの教育プログラムが充実するにつれて、そうしたプログラムにおける教育者、研究者の育成もまた急務となっている。**現在海外の大学で新たに教育研究職を得るためには、博士号の取得はほぼ100%必須である。また国内においても近年大学院教育の充実の中で博士号の取得はほぼ必須となりつつある。**大学等教育研究機関においても国際的な流動性が高まっており、多くの研究者にとってさまざまな国の大学を異動しながら研究業績を積み、キャリア形成をしていくことが一般化しつつある。そうした状況の下で、高度な専門性を身につけ、博士号を取得していることは研究者になるための出発点であり、必要な条件となりつつある。今回さらに世界的にも需要の高いキュレーションと音楽マネジメントを加えてリサーチ部門の充実を図ることを通じて、**アジアの芸術文化の教育研究の拠点として国内外の優秀な人材を集め、世界各地において多くの関連コースが設置されるに至っている、大学をはじめとする教育研究機関へと人材を輩出することが期待される。**

【資料6】

以上を踏まえ、修士課程に加えて博士後期課程を設立する理由を大きく3点にまとめることができる。

(1) 現在キュレーションやアートマネジメントの領域において若手のディレクター職では、博士号/PhD所持者が増加しており、実務経験に加えて、自ら調査や研究を行い、領域横断的に活動ができる人材が求められている。**特に国際流動性が高く、世界中を移動しながらキャリアを研鑽するこの領域において博士号を所持していることは必須**である。修士課程が実践的な専門的職業人を育成することを目的にすることに対して、博士後期課程ではグローバルに活躍し、世界の芸術文化を牽引するディレクターやプロデューサー職の人材を育成する。

(2) 芸術文化領域の活動の多様化に伴って、国内外の美術館や博物館、ホール等の活動は広範囲に広がり、多様化や専門化が進みつつある。**特に調査研究、教育、アーカイブ、アウトリーチ等の領域では、博士号を取得した専門的人材が必要**とされている。

(3) 芸術文化が、クリエイティブ産業の拡大によって産業の重要な領域に

なり、都市開発や地域振興と結びつくのにしたがって、国内外の大学でキュレーションやアートマネジメントの学科や専攻、科目が増加する一方で担当できる研究者の数が不足している。日本を代表する芸術大学として、**博士号を取得し、この領域の指導的な役割を果たし、大学教育を担当できる専門的研究教育者を育成**することは急務である。

アジアを代表する総合芸術大学として国際的に認知の高い東京芸術大学が、日本だけではなくアジア、そして世界のアートシーンを担う人材を育成していくことに対する期待は高い。そして、アートプロデュース分野においてアジアを中心とした世界の教育研究機関に人材を供給することは、**本学がアジアにおける芸術系大学のハブとなるというミッションを達成するための必須の一環であるとともに、我が国の文化芸術分野における国際的プレゼンス確立のためにも重要**である。

## 1.2. どのような人材を養成するのか

国際芸術創造研究科において、先陣を切る形で現在設置している修士課程アートプロデュース専攻は、従来、大学院音楽研究科音楽文化学専攻内に置かれていた応用音楽研究分野の一部（文化経済学、文化政策等）と芸術環境創造研究分野の一部（アートマネジメント、芸術社会学等）を発展的に再編・統合・独立化し、さらに、新たな分野として、キュレーション研究分野等を拡充することで、**国際的かつ分野横断的に、展覧会、演奏会、アートプロジェクト、文化政策等を企画、立案、運営したり、芸術と社会の関係を研究し、自ら新しい芸術文化のあり方を提示する実践的人材の養成を目的として設置**したものである。【資料7】

このため、専任教員として各分野で国際的に活躍する教員が就任している他、特別招聘教授やゲスト講師（非常勤講師）等として、一線で活躍する外国人教育研究者や実践家等を多数招聘し、**国際的な教育研究環境を実現**している。【資料8】

このような国際芸術創造研究科の活動は既に大きく注目されており、**日本経済新聞でも大きく取り上げられている**。【資料9】

今回、新たに設置を構想する博士後期課程アートプロデュース専攻は、修士課程のプログラムを基盤としながら、より専門性の高い企画運営と調査研究に携わる人材育成を目指すものであり、**アートプロデュース分野における**

**総合的な我が国初めての博士後期課程として、高度な人材に対する内外の要請に応えようとするものである。**

進展するグローバル化や技術革新、そして政治や経済の変容によって芸術文化をめぐる状況も大きく変化しつつあるが、芸術文化は、今では社会や経済、政治と大きく関わりを持つ開かれた領域になっており、それ自体が「創造産業」の一部として発展している。**特に国家のブランディング戦略、文化政策、都市開発、地域活性化やコミュニティ形成といった領域で芸術文化はますます重要性を増しており、世界のいたるところで芸術祭や音楽祭が開催され、美術館やコンサートホールなどの文化施設は、そうしたプロジェクトの中心として位置づけられるようになった。**

こうした動向を受けて近年、**国内外の多くの大学では芸術文化創造のための実践的、理論的な人材を育成するさまざまな教育研究プログラムが設置されている。またそれに加えて、芸術文化に関わる専門家を、人文社会科学はもちろん情報技術などの科学領域でも積極的に活用しながらイノベーションに繋げようという領域横断的な研究活動が活性化している。**

新しい専攻の母体となる芸術環境創造領域及び応用音楽学領域では、いち早くこの動向に対応し、**国内外の大学に博士号を取得した専門的人材を供給してきた。**主として現代美術のアートマネジメントと芸術メディア文化領域のリーサーチの人材を育成してきた芸術環境創造領域では、2008年度に博士課程を設置し、8年間で9人の博士号取得者（うち2名は論文博士）を出しているが、そのうち7人は博士号取得直後に国内の大学の常勤職を得ている。また残り2人も国際展覧会や演劇祭のプロデューサーやディレクターとして活躍している。これは新設の大学院としては異例の成果であり、当該領域に対する教育研究機関として高く評価されていることがわかる。同様に、17年間にわたりオーケストラやオペラ団体のマネジメント、音楽療法、芸術による地域振興等に係る人材育成を行ってきた応用音楽学領域でも、多数の大学教員を排出しているところである。

【「学生確保の見通し等を記載した書類」添付資料3】

今回、これまでにニーズが高かった美術のキュレーションや音楽マネジメントの領域を充実させるとともに音楽研究科から独立させて再編成することによって、さらに国際的かつ分野横断的な教育研究活動を強化し、**国内外の高等教育における芸術文化の教育研究に関わる人材育成の指導的な役割を果たす。**

実際に現在の国際芸術祭の状況を見ると、国際組織であるビエンナーレ  
ファウンデーションの調査によれば、主なものだけで現在世界各国で150、  
そのうち7つが日本の芸術祭であるが、**実際には日本だけでも大型国際芸術  
祭は14にも上り（吉本光宏「トリエンナーレの時代」2014）、日本だけでも  
比較的小さなものまで含めると現在100以上、世界中では300近くあると言  
われている。**

多くの芸術祭が隔年または3年に1度開催であることを考慮しても、国内  
だけで毎年少なくとも4-5、小さいものまで含めると30-40もの芸術祭が開  
催されており、国際的に広げれば100以上の芸術祭が開催されていることにな  
る。博士課程取得後直接チーフディレクターに就任することは難しいかもしれ  
ないが、キュレーションチームは小さなものでも2、3人、大きな国際  
展では10人近くがアシスタントキュレーターやディレクターとして企画に関  
わることになる。実際にこの10年間で急速に拡大する中で、優秀な人材が不  
足しているのが実情である。このことはより地域や行政と密着した各種の  
アートプロジェクトや文化施設でも同様の状況であり、慢性的に専門的な人  
材不足に陥っている。**博士号取得後の活躍の場についてはキュレーション、  
アートマネジメントについては十二分な需要が見込まれる。**

**大学の高等教育においても、日本のみならず海外でも急速にこの領域はカ  
リキュラムが整備される一方で、比較的新しい領域のために博士号取得者は  
どこでも引く手あまたの状況である。**とりわけアジア圏においては、相対的  
に日本にノウハウや理論、実践、方法論が蓄積されている状況であり、外国  
人留学生が国際的にも評価の高い東京芸術大学で博士号を取得して母国に帰  
国すれば、活躍の場が十分に存在している。また欧米の地域研究、日本研究  
でも、この領域は高い関心を寄せられている。こうした**外国人留学生の博士  
号取得者は、アカデミズムにおける国際的な活躍が期待されるとともに、実  
践的な活動を通じた日本の文化芸術の積極的な発信者としての役割も期待し  
たい。**

現在5人の定員（2名の外国人留学生）を予定しているが、**進路のモデル  
としては、日本人学生2名が実践的な場のディレクターやキュレーター、プ  
ロデューサーや調査研究型の専門職、1名が国内外の大学の教育研究職、留  
学生については、やはり実践の場に1名、海外の大学の教育研究職1名を想  
定している。**現在の状況を考えると定員はむしろ足りないくらいであり、十  
分な活躍先を準備できると考えられる。

### 1.3. 中心的な学問分野

博士後期課程アートプロデュース専攻は、修士課程アートプロデュース専攻修了者のうち、さらに高度な理論研究や調査を志す者等を主な入学者に想定し、修士課程アートプロデュース専攻のアートマネジメント、キュレーション、リサーチという三研究分野に対応し、アートマネジメント、キュレーション、リサーチの三研究領域を整備する。

この三分野は、修士課程アートプロデュース専攻の設置にあたり、新しい要素を取り込みつつ、関連分野の既存の課程を整理する中で構想されたものである。

従来、本学大学音楽研究科音楽文化学専攻応用音楽学研究分野では、必ずしも音楽に限定されない、文化芸術政策や経済学、経営学的観点からの文化芸術に関する教育研究が行われ、同専攻芸術環境創造研究分野では、やはり音楽に限定されない、アートプロジェクトの実践的教育研究や芸術文化の社会学的な教育研究が行われていた。アートプロデュース専攻の設置にあたり、展覧会のキュレーション及び演奏会のマネジメントの教育研究という新しい要素を導入し、アートプロジェクトの実践的教育研究や芸術の社会科学的観点からの研究といった既存の教育研究とともに、芸術と社会の関係に関する実践的及び理論的教育研究として再構築する中で、（１）アートプロジェクト及びコンサートの企画運営に係るアートマネジメント、（２）展覧会の企画運営に係るキュレーション、（３）文化芸術と社会の関係の理論的研究に係るリサーチの三分野へと整理を行った。

博士後期課程においてもこれをより高度な内容において発展的に継承するものである。

## 2. 研究科，専攻等の名称及び学位の名称

### 2.1. 研究科における専攻の構成

本博士後期課程は当面、修士課程同様、1研究科1専攻となるが、このことのメリットは、主たる教育研究領域だけにとどまらず、アートプロデュースの各分野や周辺領域まで広く習得することや、専門分野の異なる他者との共同・協調等を通じて自らの教育研究活動の意義や在り方を考察することにより、特定分野に偏ることなく、俯瞰的・総合的な知識・技能等を修得し、多様性や応用力に富んだ創造的な人材を育成できることである。

また、国際芸術創造研究科アートプロデュース専攻は、アートプロデュースの各分野を集約し、芸術と社会の関係に関わる領域において美術、音楽、映像にまたがる分野横断的な実践と研究をグローバルな観点から展開するために設置されたものである。この研究科においては、美術作品の展覧会を専門とするキュレーション、音楽やパフォーマンスの実演の企画運営を専門とするコンサートマネジメント、市民と芸術とを結びつける多様なアートプロジェクトや芸術祭などのアートマネジメント、芸術や文化の人文的・社会科学的研究や政策研究など、様々な分野を出自とする教員と多様な志望を有する学生が集まる。彼らが同一の専攻に属することで、密な関係の中でシナジー効果を生み出し、美術、音楽、映像等の各分野の作家や実演家、研究者を繋ぎ、分野横断的な実践・研究を展開する核となることも、1研究科1専攻の体制をとる大きなメリットである。

なお本専攻は研究分野により上野と千住の2校地のいずれかが拠点となり、通常の授業や研究指導はそれぞれの校地で行われることになるが、以下のとおり研究分野を横断する活動を展開する。

#### (1) 三分野合同の研究発表会

年に2回程度課される研究及び学位論文作成の進捗状況に応じた発表会が三研究分野合同で行われる。

#### (2) 三分野を横断するプロジェクトの実施

シンポジウム、研究会、特別講義、海外でのワークショップ等の多様なプロジェクトを分野横断的に実施。 【資料10】

#### (3) 授業科目「グローバル時代の芸術文化概論」への参加

修士課程において各分野共通の必修科目に位置付けられ、年間で各分野2名程度の海外の一線級の教育研究者や実践家を招聘して行われる「グローバル時代の芸術文化概論」に博士後期課程学生もチューター的な位置付けで参加を求める。本授業科目は必修の単位となるのは1学年分のみであるが、毎年被招聘者が異なるため、既に単位を修得した者にとっても世界の最先端の状況を学ぶまたとない機会となっており、修士課程においても全員参加としている。このため、博士後期課程にあっても貴重な学びの機会であるとともに、研究分野を超えた交流の場となる。 【資料11】

このような活動を通して専攻の一体性を確保していくこととしている。

## 2.2. 専攻の名称と理由

### 2.2.1. 専攻の名称

博士後期課程アートプロデュース専攻

( Arts Studies and Curatorial Practices )

### 2.2.2. 専攻の名称の理由

修士課程の教育プログラムの枠組みを継承しつつ、アートマネジメント、キュレーション、リサーチの三研究領域を包括する上位概念として「アートプロデュース」という語を用い、アートプロデュース専攻とした。

英語名称も基礎となる修士課程と同じものとしている。

これは、英米圏の同様のプログラムを参考にしつつも、実際の教育プログラムに照らし合わせ、まず英語名称を Arts Studies and Curatorial Practices としたものである。Arts Studies が理論、Curatorial Practices が実践の領域に対応しており、英語の Curating という概念を拡大し、本プログラムにおける企画やマネジメントを包摂する語として用いている。

次に日本語名称を定めるにあたり、この英語名称を直訳すれば「芸術学及びキュレートリアル実践専攻」となるが、我が国における大学院専攻の名称としては一般的ではないことから、日本語による最も相応しい専攻名称として、アートマネジメント、キュレーション及びリサーチを総合的に包括する上位概念としてアートプロデュースという語を用いることとし、「アートプロデュース専攻」とした。

日本語名称を定めるにあたり、英語名称も「Arts Produce」などとすることも検討したが、特に海外に対して理論分野と実践分野を兼ね備える本専攻の特色を明示することを重視し、「Arts Studies and Curatorial Practices」として明確に表記することとした。

また今日芸術の領域には本学の映像研究科のアニメや映画製作、あるいは現代の多様化が進むさまざまな芸術様式を含んでいることから ArtではなくArtsとしている。



## 2.3. 学位の名称と理由

### 2.3.1. ディプロマポリシー

国際芸術創造研究科博士課程では、グローバル化をはじめとする社会や経済、技術の発展とそれに伴う芸術文化の変容に対応しながら、美術、音楽、映像等さまざまな芸術領域を横断的な視点で捉え、公演や展覧会を通じて表現の場を提供する専門性の高いプロデューサーやキュレーターを育成するとともに、そうした芸術文化の活動の社会との関係を分析し、政策提言・実践を行う研究者を育成している。

博士後期課程では、修士課程等で修得した能力を基盤として、国際的な水準でより専門性の高く独創的な芸術文化の研究を行い、社会にその成果を還元する実践的な能力をもつ人材に博士の学位を授与する。

### 2.3.2. 学位の名称

博士（学術）  
(Doctor of Philosophy)

### 2.3.3. 学位の名称の理由

本専攻は分野横断的な教育研究組織として整備するものであり、「美術」、「音楽」、「映像」等、特定の芸術分野に特化したコースワークや研究指導が行われるわけではない。このため学位分野に関しては、特定の芸術分野を付記するのは適切ではないと判断され、また総合的・学際的な意味合いから、多様な分野・領域を包括的に意味しつつ、関連領域を含めて幅広く取り扱うものとして、修士課程における学位「修士（学術）」と同様、「博士（学術）」とした。

## 3. 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む）

### 3.1. 教育目標

国際芸術創造研究科は、産業構造の変容や市民社会の成熟、グローバル化やメディア情報技術の発達など、環境の大きな変容にともなって、大きく変化しつつある新たな芸術文化をプロデュースし、グローバルなレベルで芸術

文化を牽引していく人材の育成を目標としている。

その博士後期課程においては特に、高度な理論に裏付けられた、指導的な立場において大規模な展覧会、演奏会、アートプロジェクトをプロデュースする実務家や、芸術と社会の関係に関する高度な研究を行い、高等教育機関において教育研究に従事するような人材の育成を目標としている。

## 3.2. 教育課程の編成と特色

### 3.2.1. カリキュラムポリシー

博士後期課程では、専門性の高い知識や研究方法論、理論、そして実践的な能力を授業科目で修得する。毎週の授業に並行して実践活動を行なう授業科目を設け、理論と実践の往還による高度な理論に裏付けられた実践能力を身につける。また主査となる指導教員を中心に複数の指導教員による定期的な研究状況進捗報告会が開催され、その研究成果の確認と指導が行われる。学会誌や専門誌などの論文発表、学会発表だけではなく、展覧会や公演、プロジェクトの企画運営など実践的な成果もまたその研究成果の構成要素になる。学位審査は、論文審査と口述試問で行われるが、実践を伴った研究の場合にはその成果を論文の一部に加えることも可能である。博士論文審査については、予備申請を経た後、3名以上の専門審査員によって公開で行われ、審査後は公開の博士論文発表会が開催される。発表会には実践的成果を加えることができる。合格者には博士（学術）が授与される。

### 3.2.2. 編成

理論的研究（リサーチ分野）においては、修士論文よりも専門性の高い博士論文の制作の指導をおこない、実践的研究（アートマネジメント分野及びキュレーション分野）においては、共同で文化事業の企画・運営を行ない習得する修士課程に対し、博士後期課程では個々の学生が自立した企画運営者として各々の事業を実践し、さらに事業の社会的波及効果も分析するカリキュラム構成となる。

授業科目は、1，2年次に単位を習得する選択必修科目（博士専門科目Ⅰ及びⅡ、博士特別研究Ⅰ及びⅡ）、大学院開設科目及び研究領域特別研究指導から構成され、選択必修科目を8単位、大学院開設科目を2単位以上修得する必要がある。

このように専門領域に関する知識や技能を主として選択必修科目において教授し、関連分野の知識を主として大学院開設科目において習得させ、それらの教育の基礎の上に論文指導を行うことにより、独立した高度な研究者及び実践家を養成する編成とする。

### 3.2.3. 特色

本博士後期課程の第一の特徴としては、博士後期課程として十分に理論的かつ学術的であると同時に、その教育プログラムが一流の芸術文化の実践に基づいている点にある。予定されている専任教員6人はすべて著書や論文で国内外に評価された研究者であると同時に、大学アカデミズム以外の文化実践の場で仕事をした経験がある。キュレーション担当の2名は、現在も一流のキュレーターとして国際的に活躍しており、アートマネジメント担当の教員2名もそれぞれ美術と音楽におけるアートマネジメントの実践者として日本を代表する存在である。リサーチ担当の2名も、1名は文部省、文化庁で国家行政に関わり、もう1名は広告会社で広告制作や文化事業に携わった後にアカデミズムに身を転じた。そして、なによりも東京芸術大学という環境は、日常的にさまざまな実践の機会を提供している。高度な教育研究活動を、一流の実践活動に基づいて行うことができるというのが、他大学にはない本博士後期課程の大きな特徴である。

第二に、その教育活動が国際化に対応して行われるということがある。多くの教員が、日常的に国際的なプロジェクトを実践しつつ、定期的に数多くの国際的な雑誌や展覧会やコンサートのカタログに論考を執筆している。博士号取得後の学生はグローバルに活躍することが期待されており、博士論文の英語での執筆が認められていることは言うまでもないが、それに加えて博士後期課程在学時の国際学会や国際雑誌の発表、国際的なプロジェクトへの参加が強く期待されるプログラムになっている。

第三に、こうした教育研究が一对一の少人数制で行われるということが特徴として挙げられる。予定されている専任教員6名に対して入学定員は5名（うち外国人学生2名）であり、非常にめぐまれた環境で教育研究活動が行われる。それぞれの学生の研究テーマや研究能力に応じて、柔軟かつ個別に指導が行われ、学内外のネットワークも活用しつつ教育研究活動を行うことができる。

第四に、高度な専門性を保ちつつ横断的で学際的な教育活動を行い、新しい理論と実践の場を切り開いていくということもその特徴である。新しい芸術実践を目指すこともあり、美術や音楽に関わる最新の理論研究はもちろんのこと、関連分野である思想や哲学、文学、歴史学、社会学、経済学、文化政策、メディア研究、文化研究、文化人類学など幅広い分野を横断的に教育研究活動が行われる。学生は主任指導教員、複数の副指導教員から指導を受けることになり、領域横断的な研究を行うことができる。

### 3.3. 主な研究領域の概要

研究領域：アートマネジメント、キュレーション、リサーチ

アートプロデュース専攻はアートプロデュースを研究、教育し、芸術作品の社会への発信、社会と芸術文化との相互作用、行政との関係等を、国際的かつ分野横断的に深く追求し、理論化・体系化する。

アートマネジメント研究領域は、「国際芸術祭や各種地域アートプロジェクト、コンサートホールなどのマネジメント」に関する理論を芸術文化に関する深く幅広い知識に基づき体系化し、高度な実践につなげてゆく。教育内容として具体化すれば、選択必修科目として主任指導教員の博士専門科目（アートマネジメントⅠ又はⅡ）Ⅰ及びⅡと博士特別研究（アートマネジメントⅠ又はⅡ）Ⅰ及びⅡを履修してアートプロジェクトやコンサートに関する高度な理論及び実践活動について学び、さらに個別の専門分野との関連で必要とする大学院開設科目（他の領域の選択必修科目やその他各研究科の開設科目）の履修により幅の広い知識及び技能を修得し、博士論文執筆指導及び学位審査に係る実践活動指導を通して、アートプロジェクトやコンサートの理論化とそれに裏付けられた実践活動との往還により、高度な専門家（大規模な国際アートプロジェクトやコンサート等を指導的な立場で企画・運営しまた理論化する者）の育成を目指すことになる。

キュレーション研究領域においては、「芸術文化の形式の変化、芸術理論の枠組みのイノベーションに対応しつつ展覧会や芸術文化イベントのキュレーション」の理論化・体系化を行ない、高度な実践につなげてゆく。教育内容として具体化すれば、大筋においてアートマネジメントと同様とはなるが、選択必修科目として主任指導教員の博士専門科目（キュレーションⅠ又はⅡ）Ⅰ及びⅡと博士特別研究（キュレーションⅠ又はⅡ）Ⅰ及びⅡを履修して展覧会に関する高度な理論及び実践活動について学び、さらに個別の専門分野との関連で必要とする大学院開設科目（他の領域の選択必修科目やそ

の他各研究科の開設科目)の履修により幅の広い知識及び技能を修得し、博士論文執筆指導及び学位審査に係る実践活動指導を通して、展覧会の理論化とそれに裏付けられた実践活動との往還により、高度な専門家(大規模な国際展覧会等を指導的な立場で企画・運営しまた理論化する者)の育成を目指す。

リサーチ研究領域においては、文化政策学、文化経済学、芸術社会学、文化研究、メディア研究などを主として社会科学的な観点から「社会と芸術文化の関係を調査研究し」理論化・体系化を行なうとともに、「社会と芸術文化の新しい関係の提言」を行なう。教育内容として具体化すれば、選択必修科目として主任指導教員の博士専門科目(リサーチⅠ又はⅡ)Ⅰ及びⅡと博士特別研究(リサーチⅠ又はⅡ)Ⅰ及びⅡを履修して芸術と社会との関係に関する高度な理論及び研究手法について学び、さらに個別の専門分野との関連で必要とする大学院開設科目(他の領域の選択必修科目やその他各研究科の開設科目)の履修により幅の広い知識及び技能を修得し、さらに博士論文執筆指導を通して高度な調査、分析、研究能力を開拓させ、高等教育機関におけるこの分野の教育研究者や政府、国際機関、主要文化施設等における政策立案者や専門的な調査研究者の育成を目指すことになる。

#### 4. 教員組織の編成の考え方及び特色

本研究科修士課程アートプロデュース専攻と同じ(6名)。うち3名は本研究科設置以前から現在まで引き続き本学音楽研究科において博士後期課程の研究指導を行っており、十分な実績がある。他の3名も本研究科採用以前からそれぞれの専門分野において卓越した実践力・豊富な知見を有する一線級人材であり、同じく博士後期課程の研究指導を行なうだけの十分な能力を有する。

各領域には、それぞれにおける選択必修科目及び論文指導を担うにふさわしい実績を有する教員を配置する。アートマネジメント領域は、音楽マネジメントやコンサート制作、複合型芸術祭などのアートプロジェクトの実務経験豊富な教員を配置、キュレーション領域は、美術展・映像展のキュレーション経験豊かな教員を配置して、理論面のみならず学内外のアーティストを擁しての展覧会、演奏会、アートプロジェクト等の企画立案から事業実施までに至る実践教育をも担う。リサーチ領域は、社会学や文化政策、文化経済学の研究実績豊富な教員を配置し、フィールドワークに基づく社会学や文化研究の実践的研究や、文化政策・文化経済学、芸術経営学などに基づくリサーチおよび論文作成を指導する。

【博士後期課程アートプロデュース専攻の概要】

- －教育研究組織 1 専攻
- －受入予定入学定員 5 名（日本人学生 3 名、外国人学生 2 名）
- －取得できる学位 博士（学術）
- －教員構成（1）アートマネジメント研究領域 教授 1、講師 1、  
（2）キュレーション研究領域 教授 1、准教授 1、  
（3）リサーチ研究領域 教授 2（文化政策・文化経済学、芸術社会学・文化研究）

計 6 名

修士課程における教育に加え、博士後期課程における専門領域の教員による選択必修科目及び論文指導、更に他の研究科も含めた本学関連分野の教員による授業科目を大学院開設科目として履修することで、「将来、それぞれの専門領域において研究者として自立できるだけの幅広い専門的知識と研究手法や研究遂行能力、さらには専門分野を超える幅広い視野を修得させる」ことを目指す。

本研究科においては芸術の社会への発信及び芸術と社会の相互関係が研究の中心となり、総合芸術大学としての本学の特色を活かし、美術、音楽、映像にわたる他学部・研究科の教員・学生である作家や演奏者とのコラボレーションによる実践的な場での教育研究や、各分野の芸術研究者との共同研究を展開し、世界最高水準の教育研究を目指す。

また教員の年齢構成も40代から60代にわたり、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障はない。

なお本研究科の施設は、千住校地（東京都足立区）と上野校地（東京都台東区）に別れるが、アートマネジメント及びリサーチは千住校地、キュレーションは上野校地と、教員及び学生はそれぞれの専門領域によって別れており、あまり行き来する必要がない上、両校地は運行本数も多い鉄道を利用して25分程度の至近距離なので、不具合は生じない。

## 5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 5.1. 修了の要件

修了の要件は博士後期課程に3年以上在学し、教育課程表に定める科目10単位以上を習得し、特別研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することである。但し、アートマネジメント及びキュレーション研究領域に関しては、博士論文に併せて、研究課題に関わる実践活動（展覧会、演奏会、アートイベント等）の成果報告書を提出し、博士論文とともに論文審

査の対象とすることができるものとする。

修了した者には、博士（学術）の学位を授与する。

・**教育課程表**

履修区分	授業科目	履修年次			取得単位数		
		1年次	2年次	3年次	小計	中計	合計
選択必修科目	博士専門科目Ⅰ	2			4	8	10
	博士専門科目Ⅱ		2				
	博士特別研究Ⅰ	2			4		
	博士特別研究Ⅱ		2				
大学院開設科目		2			2	2	
研究領域特別研究指導		～			—	—	—

・**各科目の概要**

主任指導教員によるゼミや研究指導を中心に、他研究科開設科目を含む授業科目を選択可能とし、また外部への論文や実践課題等の発表を課して、幅広い視野と独立した研究者や高度な実践家としての能力の育成を目指している。

具体的な科目構成は以下のとおりである。

(1) **博士専門科目Ⅰ**

博士専門科目は、主任指導教員が開設するものを履修する。アートマネジメントⅠ・Ⅱ、キュレーションⅠ・Ⅱ、リサーチⅠ・Ⅱに分かれ、具体的な内容はそれぞれ異なるが、文献購読や事例研究等を通して各専門分野における博士後期課程学生として必要な知識及び理論を習得することを主眼とする授業科目である。

博士専門科目Ⅰは、1年次配当の選択必修科目となる。通年2単位。

(2) **博士専門科目Ⅱ**

博士専門科目Ⅱは、2年次配当の選択必修科目となる。博士専門科目Ⅰを基盤に、より高度な知識及び理論を習得することを主眼とする授業科目である。通年2単位。

(3) **博士特別研究Ⅰ**

博士特別研究もアートマネジメントⅠ・Ⅱ、キュレーションⅠ・Ⅱ、リサーチⅠ・Ⅱに分かれ、主任指導教員が開設するものを履修する。内容も専

門分野により異なるが、毎週の授業と各種イベントの企画・運営等への参加、調査研究の実践、研究史や政策史の検討などを並行して行い、理論と実践の往還を通して、博士後期課程において必要とされる、高度な実践手法や研究方法を習得することを主眼とする授業科目である。

博士特別研究Ⅰは、1年次配当の選択必修科目となる。通年2単位。

#### (4) 博士特別研究Ⅱ

博士特別研究Ⅱは、2年次配当の選択必修科目となる。博士特別研究Ⅰを基盤として、理論と実践の往還を通じたより高度な実践手法や研究方法を習得することを主眼とする授業科目である。通年2単位。

#### (5) 大学院開設科目

東京芸術大学大学院の研究科で開設されている科目のうち、自身の研究領域以外の科目で、かつ各自の研究課題を踏まえた主任指導教員の指導に基づき、幅広い視野や研究者としての知識・技能を獲得するために必要な科目を選択・履修する。2単位以上。

#### (6) 研究領域特別研究指導

主任指導教員による博士論文執筆及び学位審査に係る実践活動の指導。

## 5.2. 履修モデル

想定される履修モデルは以下のとおりである。【資料12】

### 5.2.1. 芸術と社会の関係に関する分野において高度な理論の体系的構築を志す者

修了要件単位を修得しつつ、博士特別研究においては指導教員の指導を受けながら、内外の専門誌等での論文発表や学会発表を重ねる。大学院開設科目に関しても、専門分野に応じ、他の領域の教員の博士専門科目や、美術、音楽、映像などの他研究科の開設科目を履修し、学位論文を完成させる。

例えば、美術作品の展覧会に関する理論的研究を行うのであれば、キュレーション領域の教員を主任指導教員とし、さらにリサーチ領域の教員にも副指導教員として研究指導を受け、博士専門科目及び博士特別研究もキュレーション領域教員の科目を履修するとともに、大学



院開設科目としてリサーチ領域教員の博士専門科目を履修し、論文投稿や学会発表を重ね、論文を完成させ、学位審査に臨む等を想定している。

### 5.2.2. 指導的立場において高度な理論に裏付けられた実践活動を志す者

修了要件単位を修得しつつ、博士特別研究においては指導教員の指導を受けながら、主として展覧会、演奏会、アートプロジェクト開催などの専門分野に応じた実践活動への参加を重ねる。大学院開設科目に関しても、専門分野に応じ、美術、音楽、映像などの他研究科の開設科目を履修し、学位論文と実践活動の成果報告書を完成させる。

例えば、アートプロジェクトの高度なマネージャーを目指すのであれば、アートマネジメント研究領域の教員の研究指導を受け、博士専門科目及び博士特別研究も同教員の科目を履修してアートプロジェクトの実践活動への参加を重ねる一方で論文投稿や学会発表を行いつつ、大学院開設科目に関しては、映像系の作品に関する知識の強化が必要であると認められるならば映像研究科開設のメディア表現技法を履修するなどして、論文及び実践活動の成果報告書を完成させ、学位審査に臨む等を想定している。

### 5.2.3. 政府や国際機関において文化政策の企画・立案・実施に従事しようとする者

修了要件単位を修得しつつ、博士特別研究においては指導教員の指導を受けながら、展覧会、演奏会、アートプロジェクト活動などの現場の経験を重ねつつ、理論及び歴史的研究を行い、論文投稿や学会発表を行なう。大学院開設科目に関しても、専門分野に応じ、美術、音楽、映像などの他研究科の開設科目を履修し、学位論文を完成させる。

例えば音楽を中心としたアジア地域との文化交流に従事することを志望するのであれば、リサーチ研究領域の教員を主任指導教員として、アートマネジメント領域の教員にも副指導教員として研究指導を受け、博士専門科目及び博士特別研究も同教員の科目を履修してアートプロジェクト等の現場を学びながら論文投稿や学会発表を重ね、大学院開設科目に関しては東洋音楽史を対象とする音楽研究科開設科目の音楽学特殊研究（東洋）Ⅰ・Ⅱを履修するなどして論文を完成さ

せ、学位審査に臨む等を想定している。

#### 5.2.4. 芸術文化と社会や経済との関係について研究し、国内外の文化経済学、芸術社会学、文化研究など芸術文化をめぐる人文社会科学の領域でグローバルなレベルの研究職を志す者

修了要件単位を修得しつつ、博士特別研究においては指導教員の指導を受けながら、テーマに沿って基本的な理論を修得しつつ、実証的な調査研究を行い、論文投稿や学会発表を行なう。特に海外招聘教員にも研究指導を仰ぐことができる。大学院開設科目に関しては、専門分野に応じ、必要があれば美術、音楽、映像などの他研究科の開設科目を履修し、学位論文を完成させる。

例えば、グローバル化におけるデジタルメディアと芸術文化の変容の研究を志望するのであれば、リサーチ研究領域の教員を主任指導教員として、アートマネジメント領域あるいはキュレーション領域の教員にも副指導教員として研究指導を受け、博士専門科目及び博士特別研究も同教員の科目を履修して現場の最新の状況と理論を学び、論文投稿や学会発表を重ねて、論文を完成させ、学位審査に臨む等を想定している。

特に国際学会における発表や国際学術誌への論文投稿の指導を行う。また研究内容に応じて海外留学や中長期の海外調査等も実施する。

### 5.3. 指導プロセス

博士後期課程の研究指導体制は、主たる指導教員（論文指導を含む）1名と副指導教員2名からなる指導教員団を中心とする。主任指導教員は、本人が入学後に提出した研究計画と指導を受けたい教員の希望を踏まえた上で、教員との面談により決定する。

主任指導教員は、博士論文執筆のテーマ設定、調査研究、スケジュール、論文執筆について学生に対して定期的に個別指導を行う。特に博士論文においては、専門性の高いテーマが設定されるので、主任指導教員の徹底した個別指導をその教育の中心とする。副指導教員は、主任指導教員と連携しながら学生の個別指導を行う。

年に一度以上、主任指導教員、副指導教員は合同で、指導教員団として学生と進捗状況報告会議を開き、研究の進捗状況を確認するとともに論文執筆

のための指導を行う。

学生は、主任指導教員の科目を中心に研究科で開設されている授業を受講する。また他研究科の授業を受講することも可能としている。

博士後期課程の研究計画のなかに企画運営など実践を組み込む場合は、主任指導教員の指導のもとに実施計画を提出した上で、指導教員団の許可を受けることとする。

博士論文の審査については、指導教員団を中心としながら、他研究科、他大学院の教員を外部審査員とすることもできる。

学修の成果・学位論文に係る評価、修了の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、東京芸術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則を公開するとともに、学位審査基準に関してはディプロマポリシーとして公表する。また、教育内容、履修方法、学位の授与・成績評価等を具体的に規定した履修内規を定め、他の規則等とともに取りまとめて履修便覧として学生に配布することで、あらかじめ明示する。

### ○指導スケジュール

1 年 次	博士専門科目Ⅰの受講 博士特別科目Ⅰの受講 大学院開設科目の受講	5月頃 主査となる指導教員と協議の上、研究課題の設定→研究計画書の提出 12月頃 研究進捗状況報告会 1月頃 進捗状況報告書の提出	国内外学術誌投稿 国内外学会発表 調査／プロジェクト
2 年 次	博士専門科目Ⅱの受講 博士特別科目Ⅱの受講 大学院開設科目の受講	6月頃 研究進捗状況報告会 12月頃 博士論文構想発表会→博士論文構想の提出 3月頃 博士論文提出資格審査判定会議 (外部審査員を加えることもできる。また審査対象は対象となる提出論文に加えて、主査となる指導教員との相談の上、学内外の学会等で発表した当該領域の学術論文及びプロジェクトを含むことができる)	国内外学術誌投稿 国内外学術誌論文発表 国内外学会発表 調査／プロジェクト
3 年 次		6月頃 博士論文予備審査（予備論文提出） 12月頃 博士論文最終審査会 1月頃 公開発表会 3月頃 学位認定	国内外学術誌論文発表 国内外学会発表

## 5.4. 学位論文審査体制、公表方法

### 5.4.1. 学位論文審査体制

教授会において、研究分野及び関連担当分野の教授・准教授3名以上（ただし最低1名は教授）からなる審査委員会を立ち上げる。審査委員会には当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を

**加えることができるほか、審査にあたっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。**

審査委員会による学位審査は、本論文提出の前年度における博士論文提出資格審査及び本論文提出年度の前期における博士論文予備審査を経て、本論文審査に至る過程をとる。

#### 5.4.1.1. 博士論文提出資格審査

審査委員会は**本論文提出の前年度3月に博士論文提出資格審査判定会議を開催し、学生が博士論文を提出する資格があるかどうかの審査を行う。**博士論文提出資格審査に際しては、12月に行われた博士論文構想発表会を受けて加筆修正された「博士論文構想」の提出を求め、ディプロマポリシーに照らして学位を授与するに足る博士論文の完成が見込めるかを審査する。

審査にあたってはまず、特に国際的な水準で高い専門性と実践能力を有する人材を育成することを目標としていることから、「博士論文構想」に加えて**国内外での既発表論文や学会における研究発表または実施したプロジェクト（展覧会、コンサート、各種アートプロジェクト、ワークショップ、シンポジウム、映像や書籍、雑誌などのメディア制作等）の実践活動に関する書類の提出を求め、一定の実績を積んでいることを確認する。**研究成果における評価の軸は、ディプロマ・ポリシーに沿って、芸術文化と社会との関係进行分析するにあたって①テーマ選択の適切性②理論や方法論の適切性③研究の独創性に加えて④今後の研究や具体的な文化芸術領域の実践や政策提言などに結びつけられるかどうかを評価する。**特に海外の査読付き学術論文は、国際的な水準における客観的な評価を示す指標として高く評価される。主として実践的活動を中心とする者も、博士の学位取得者として必須となる研究能力を担保するため、最低1本の論文発表が含まれていることを条件とする。また自らの実践を、より広い社会的文脈で横断的な視点から捉えられていることが必要とされる。**

以上の最低要件を満たしている者について「博士論文構想」の審査を行うが、**博士論文とともに実践活動の成果報告書を提出する予定の学生に関しては、「博士論文構想」とともに実施したプロジェ**

クトに関する資格審査の段階から評価を行う。

実施したプロジェクトの資格審査における評価は、主指導教員を中心に審査委員会が行う。プロジェクトは、開始時において主指導教員と協議した上で、博士号授与に相応しいとあらかじめ判断されたものに限る。

主指導教員と審査委員会は、実施運営されたプロジェクトを実施時に実際に見た上で、プロジェクトの実施概要、申請者がプロジェクトに果たした役割、芸術文化の発展に対するプロジェクトの貢献、そして社会に与える影響や貢献度を検討し、博士論文提出の資格の有無について総合的に判断する。

審査対象となるプロジェクトには成果報告書が付けられているものとする。成果報告書には①プロジェクト概要・要旨、②プロジェクトの概況（含む予算／決算）、③参加者の反応、④広報（ポスターやチラシ、メディアの反応など資料があれば添付）、⑤プロジェクト企画者による自己評価を含むものとする。またプロジェクトの写真や映像などの資料も添付することができる。審査委員会の構成員は、海外出張や病気などやむを得ない理由でプロジェクトを見ることができない場合に限って、成果報告書をもとにプロジェクトの評価を行うことがある。また、プロジェクトが学内に留まらず学外のプロジェクトや組織と連携して行われる場合は、プロジェクト関係者（美術館・博物館、アートプロジェクト等事務局、コンサートホール、アーティスト、演奏家等）や関係した専門家にヒアリングを求めることもある。

審査の結果は研究科教授会で報告・共有される。

#### 5.4.1.2. 博士論文予備審査

博士論文提出資格審査の合格者は、本論文提出年度の前期に博士論文予備審査を受ける。

博士号取得において実践的活動を含む者は、（１）これまでの活動報告書に加えて（２）最終年度の活動計画書を提出することが求められ、これらも審査の対象となる。これにより研究及び学位論文作成、実践的活動の進捗状況が確認・評価され、その際にも結果は研究科内で共有・確認される。

### 5.4.1.3. 博士論文審査

予備審査を経て作成された本論文が審査の対象となり、**博士論文審査は本論文提出年度の12月頃行われる。**審査対象として博士論文に併せて研究課題に係わる実践活動の成果報告書を提出する者は、その実践的活動（プロジェクト）を博士論文提出前に終了させる。**成果報告書には①プロジェクト概要・要旨、②プロジェクトの概況（含む予算／決算）、③参加者の反応、④広報（ポスターやチラシ、メディアの反応など資料があれば添付）、⑤プロジェクト企画者による自己評価を含むものとする。**またプロジェクトの写真や映像などの資料も添付することができる。この場合は、**論文と成果報告書が一括して審査の対象とされる。**

主指導教員と審査委員会は、実施運営された博士号審査対象となるプロジェクトを当該プロジェクト実施の際に実際に見た上で、プロジェクトの実施概要、申請者がプロジェクトに果たした役割、芸術文化の発展に対するプロジェクトの貢献、そして社会に与える影響や貢献度を検討し、論文審査会時に博士号に相応しい内容を備えているか否か総合的に判断する。

**学位の審査は、審査委員会による論文審査及び試験（口述または筆記）により行われる。実践的活動の成果報告書を含むものは、実践的活動も評価、審査対象となる。審査委員会の構成員は、原則としてプロジェクトが実施された際に実際に見た上で評価を行うが、**海外出張や病気などやむを得ない理由でプロジェクトを見ることのできない場合に限って、成果報告書をもとにプロジェクトの評価を行うことがある。また、プロジェクトが学内に留まらず学外のプロジェクトや組織と連携して行われる場合は、プロジェクト関係者（美術館・博物館、アートプロジェクト等事務局、コンサートホール、アーティスト、演奏家等）や関連した専門家にヒアリングを求めることもある。

審査にあたっては、ディプロマポリシーに対応し、以下の3点を中心に判断される。**（1）研究及び実践活動が国際的な水準で独創的であり、今後グローバルな活躍が期待できるかどうか。**この評価に関しては博士論文や実践的プロジェクトの成果報告書に加えて、査読付海外学術誌やプロジェクトの専門家による外部評価などがある場合は、それを審査の参考とすることができる。**（2）研究や実**

**実践活動が、美術や音楽、映像などさまざまな芸術領域を横断的に捉える視点から客観的に位置づけられ、適切に研究や実践が文脈化されているかどうか。(3) 研究活動や実践活動が、将来の芸術文化の発展に貢献し、その研究成果を政策提言などさまざまな形で具体的に社会に還元することができるかどうか。**

審査結果は教授会に報告されるが、教授会構成員の3分の2以上が出席する場での4分の3以上の賛成を得なければ、合格としない。このような手続きにより審査の厳格性と透明性を確保することとする。

#### 5.4.2. 学位論文公表方法

**学長は、博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表する。** 実践的活動を含むものはその概要も含める。ウェブページの東京芸術大学リポジトリで公表されている。

[https://geidai.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_snippet&index\\_id=1&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page\\_id=13&block\\_id=17](https://geidai.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=1&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page_id=13&block_id=17)

**博士の学位を授与された者は、1年以内に博士論文等を公表する。** 特に事情があり、本学の許可を得て要約のみを公表した場合は、本学が求めに応じて閲覧に供する。要旨と同じく、ウェブページの東京芸術大学リポジトリで公表されている。

[https://geidai.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_snippet&index\\_id=21&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page\\_id=13&block\\_id=17](https://geidai.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=21&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page_id=13&block_id=17)

#### 5.5. 研究の倫理審査体制

「東京芸術大学研究者倫理に関するガイドライン」を制定するとともに、審査体制の整備を進めている。

[http://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2016/04/20160408kenkyuhi\\_ethics\\_guideline.pdf](http://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2016/04/20160408kenkyuhi_ethics_guideline.pdf)

#### 5.6. 想定される研究テーマ

新博士課程の基盤となる音楽研究科芸術環境創造領域、応用音楽領域で提出されたこれまでの博士論文のテーマを参考にしながら、新しく加わったキュレーションや音楽マネジメントの領域を含めて、想定される博士論文のテーマの例を挙げる。ここで挙げられているのはあくまでも例であって、**具体的なテーマは学生の研究テーマに沿って、学生との協議の上教員の指導の下で決定**される。

### **【キュレーションの理論と歴史】**

- ・ キュレーション概念の変遷：キュレーターの社会的役割を中心に
- ・ グローバル時代のキュレーションとメディアの役割
- ・ 日本の美術館や展覧会に見られるアジアのポスト植民地主義の変容
- ・ 日本的スピリチュアリズムと現代美術
- ・ 参加と共同制作がもたらす芸術の変容：関係性の美学、社会に関する芸術（SEA）以降
- ・ 美術館・博物館の変容の歴史的検証と未来

### **【アートマネジメントの事例研究】**

- ・ 都市型芸術祭の経営政策：トリエンナーレを事例に
- ・ 国際芸術祭と地域活性化：越後妻有トリエンナーレを中心に
- ・ 大型芸術機関の運営に関する研究：日米比較を通して
- ・ 公共ホールの運営評価に関する研究
- ・ IT関連クリエイティブ産業の発展と創造クラスターの相関関係：日本、ヨーロッパ、北米の都市事例研究

### **【文化芸術政策】**

- ・ ソフトパワーと「クールジャパン」以降の文化政策
- ・ フランス音楽政策の変遷とその新たな展開
- ・ オリンピック・パラリンピックと都市の変容：文化と芸術を中心に
- ・ シンガポールの芸術政策におけるブランド戦略の変遷と今後の展開：パフォーミング・アーツを中心として

### **【公共施設と芸術文化組織】**

- ・ 文化施設における人材の育成方策についての研究：組織論的な面からみた音楽ホールの果たす諸機能を支える専門的な人材の育成
- ・ 実演音楽家や作曲家の拠点、芸術文化の地域センターとしての大学
- ・ 実演演奏家の高等教育機関としての音楽大学の21世紀における社会的位置付け、連携すべき社会の現状分析や構造改革プランの検証



### 【芸術文化と社会】

- ・ 教育、演奏、社会連携を含み、アジア圏のクラシック音楽活動を包括する機構ないしはネットワーク構築の設計
- ・ 社会的マイノリティの包摂—教育普及事業やアートプロジェクトにおける美術館のアウトリーチ研究
- ・ 1990年代以降のアートにおける主観性とアイデンティティ：社会運動の実践とアートの相関関係
- ・ アジアのオルタナティブスペースの比較研究
- ・ アートアクティヴィズムと市民社会

### 【芸術文化の変容】

- ・ 創作プロセスとドラマτουργーの変容に関する研究
- ・ 21世紀型のクラシック音楽公演の新たなフォーマットと、鑑賞活動のパラダイムシフト
- ・ インスタレーションとライブの音楽演奏活動の有機的コラボレーションとそのプロデュース手法の開発

### 【芸術文化理論の新展開】

- ・ ポストメディア時代の芸術：ソーシャルメディア時代の文化実践
- ・ 情動的転回／非人間的転回／新しい唯物論と文化芸術の変容

### 【文化財、民俗芸能、ポピュラー文化】

- ・ 民俗芸能の保護をめぐる文化財政策の研究—地域社会における保護政策の運用を中心に—
- ・ デジタル時代のポピュラー音楽の発展
- ・ クリエイティブ産業の国際比較

## 6. 施設・設備等の整備計画

本研究科においては、上野キャンパスと千住キャンパスの2キャンパスで教育研究活動が展開されるが、両キャンパスとも芸術分野の教育研究を行う上で基盤となる環境は整っており、両キャンパス間の距離はおよそ5km程度であるが、キャンパス間の移動も公共交通機関利用で徒歩区間を含めて概ね25分程度であることから、両キャンパスの施設・設備等が利用可能である。

特に、本研究科における教育研究活動を行う上で必須となる実践の場として、国内における芸術系大学の附属施設としては屈指の規模・機能を誇る**大学美術館**

や奏楽堂、さらには、工房や音楽・映像スタジオ等、本学の有する多様な施設・設備等を利活用可能であることから、本研究科における人材育成の中核となるマネジメントやキュレーション等の実践的な教育研究活動が機能的に展開されることになる。

なお、基本的な研究活動スペース等については既に設置されているアートプロデュース専攻修士課程と共用することとなり、教育研究スペースについては確保されているところであるが、平成30年度には院生室を拡張し、さらなる教育研究環境の拡充を図る予定である。【資料13】

加えて、学生が教育研究活動を行う上で必要不可欠である図書館機能に関しては、上野キャンパスに附属図書館が設置されているが、同附属図書館は1世紀以上の長い歴史を有し、蔵書の大半は芸術関係資料であるなど、我が国の代表的な総合芸術情報センターの一つに位置付けられている。その閲覧座席数は146席、利用者向け提供面積1,338㎡であり、蔵書数等は全体で356,800冊・点（和書199,268冊、洋書123,223冊、楽譜63,703点、視聴覚資料28,335点）、雑誌所蔵数4,605タイトルと、国内の芸術系大学でも屈指の規模・機能を有する。

同附属図書館は、当然ながら本研究科の教員・大学院生も利活用可能であることから、必要な図書館機能は確保されることになるが、図書館機能に関しては更なる強化を図ることとしており、平成29年度には、「国際芸術リソースセンター（IRCA：International Resource Center of the Arts）」として第Ⅰ期改修工事が完了し、平成30年度には第Ⅱ期改修工事が完了する予定である。同センターについては、図書館としての機能に加え、新たにアクティブラーニング等を行うためのスペースを設けるなど、本研究科における教育研究実践の場としても活用することを想定した機能改修・増築を行い、教育研究の一層の充実・強化に資することとしている。

## 7. 基礎となる修士課程との関係

本専攻は本研究科の修士課程アートプロデュース専攻を2年の博士前期課程、本専攻を3年の博士後期課程として、5年の博士課程を構成する。さらに、美術、音楽、映像の他研究科に関しても、それぞれ博士後期課程を設置しているが、美術研究科修士課程の芸術学専攻や音楽研究科修士課程の音楽文化学専攻の修了者を中心に、アートマネジメント、キュレーション、芸術社会学、文化政策など、本研究科が対象とする諸分野の研究を深めようとする者の受け皿となることも想定している。【資料14】

他の専攻分野の修士課程出身者を受け入れるに当たっては、アートプロデュース分野の修士課程出身者と遜色のない能力を有し、将来この分野で優れた業績を上げることが見込まれることが前提となる。本研究科修士課程アートプロデュース専攻は基礎的な科目を学内他研究科の在学生にも公開しており、このような授業の利用や自己研鑽などにより、然るべき能力を獲得することが期待される。しかしアートプロデュースに関し十分に体系的な教育を受けているわけではないことから、若干補うべき点がある者に関しては、指導教員の承認を得て大学院開設科目の「大学院開設科目」のひとつとしてアートプロデュース専攻修士課程の開設科目を履修させることで対応が可能である。【資料15】

さらに日々の教育研究活動についても、芸術の先進的な取り組み、実践が積み重ねられているという本学の特色を活かし、本研究科修士課程学生とともに、本研究科のみならず他研究科において行われているものも含めた、展覧会、コンサート、アートプロジェクトなどの実践に参加し、それらを研究・分析の対象ともするなど、密接な連携のもとに活動が行われる。

## 8. 入学者選抜の概要

### 8.1. 受入学生について

#### 8.1.1. アドミッションポリシー

研究科としては、「国際芸術創造研究科が目指す養成人材像は、我が国の芸術文化力を活かしたグローバル展開を牽引できる先駆的な人材であり、国際的視野に立って“創造”と“発信”を基軸とした展開を推進できる高度専門人材であるが、特に、芸術分野諸領域における専門的知識や創造力、実践力を基盤としつつ、国境を超えた芸術文化活動や対話等を通じた相互交流や相互理解を促進することのできる積極性や展開力、コミュニケーション能力が重要となる。」（修士課程アートプロデュース専攻設置計画）というアドミッションポリシーを掲げている。

これを前提としつつ今回設置する博士後期課程では、修士課程等で修得した専門的能力と多様な実践的活動能力、そして国際的な研究プログラムに対応する語学コミュニケーション力を審査するために、研究計画、過去の論考や活動実績、語学力を証明する提出書類を検討した上で、口述試問を行い、その結果を総合的に判断して選抜を行うこととする。

### 8.1.2. 出願資格

修士の学位を有するもの、又はこれに相当する者とする。

主として修士課程においてアートプロデュース（アートマネジメント、キュレーション、関係のリサーチ等）を学び又は関係の実務に従事するなどにより、卓越した実践力を有し、さらに高度な理論・方法論、課題解決能力を獲得しようとする者を想定している。

## 8.2. 選抜方法

### 8.2.1. 選抜方法

内部進学希望者については研究計画に関する小論文を提出させ、修士論文等及び小論文について口述試問を実施する。

外部志願者については、修士論文又は専門分野に関する論文（以下「修士論文等」）、研究計画に関する小論文、推薦状2枚及び外部語学試験の成績を提出させ、修士論文等及び小論文について口述試問を実施する。

### 8.2.2. 選考基準

修士論文等及び口述試問により、これまでの研究及び実践を通して博士後期課程入学者としてふさわしい能力を開拓してきたかを評価する。

また、研究計画に関する小論文及び口述試問により、博士学位取得にふさわしい成果が見込めるかを評価する。

さらに、内部進学希望者についてはこれまでの学習成績、外部志願者については外部英語能力試験の成績や成績証明書、推薦状を参照し、上記評価結果とともに各研究領域において総合的に判断する。各研究領域が受入可能な人数を踏まえた選考を行うため、研究指導に悪影響があるほど特定の研究分野に合格者が偏ることはない。そのため、合格者はもれなく自身が希望する研究領域に所属することができる。

## 8.3. 選抜体制

### 8.3.1. 入学定員

5名（日本人学生3名、外国人学生2名程度を想定。）

一般入試と外国人学生入試を実施し、それぞれ入学定員を3名と2名とする。

出願者は出願手続き時に自身がどの研究領域を希望するのか選択する。学生が所属する研究領域は出願の際の希望に基づき、最終合格発表時に決定する。なお、アートマネジメント研究領域は音楽コンサートやメディア複合的なアートプロジェクトの理論や実践を専門分野としようとする学生が選択することを、キュレーション研究領域は美術作品を中心とした展覧会の理論や実践を専門分野としようとする学生が選択することを、リサーチ研究領域は文化政策や芸術の社会科学研究を専門分野としようとする学生が選択することを想定している。

現在の修士課程在学生へのアンケートからは内部から4名程度は出願者があるものと予測され、さらに外部からは、アートマネジメントとリサーチ分野に関しては、その前身となった音楽研究科の芸術環境創造及び応用音楽学の2分野の合計で過去5年間で平均4.2名の出願者があったので、同程度の出願者はあるものと考えられ、更にキュレーション分野への外部出願者や修士課程への外国人出願者数の多さ（平成29年度入試倍率4倍超）を考え合わせると、**質の高い学生を確保するために十分な出願者数はあるものと見込まれる。**

【「学生確保の見通等を記載した書類」 1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況／（1）学生の確保の見通し 参照】

### 8.3.2. 募集時期

修士論文を審査対象とするため、**出願期間が1月上旬、試験期間が2月上旬、合格発表が2月中旬を予定している。**

### 8.3.3. 外国人学生受入の方策

外国人学生向け入試に関しては、**英語版募集要項を作成し、提出書類も英語で可とする。**

また入学試験自体に関しても、口述試問をSkypeによる実施も可とし、入学手続も郵送で可能とすることにより、**海外在住受験生の渡日前入学許可を可能とする。**

さらに修士課程の外国人入試出願者大幅増に大きな効果があったと考えられる、**専門分野のメーリングリスト「art&education」への広告掲載等を活用し、受験生を獲得していく。**

## 9. 2以上の校地において教育研究を行う場合

本研究科では、上野キャンパスと千住キャンパスの2キャンパスで教育研究活動が展開されるが、両キャンパスとも芸術分野の教育研究を行う上で基盤となる教育研究環境は整っており、両キャンパス間の距離はおよそ5km程度であるが、実際移動にかかる時間は、公共交通機関利用で概ね25分程度※であることから、講義室や演習室、実習室、さらには附属図書館等の基盤的な施設設備はもとより、大学美術館や奏楽堂、スタジオ等も含め、両キャンパスの施設・設備等が相互利用可能である。

※上野キャンパスから地下鉄千代田線根津駅まで徒歩約10分、根津駅から地下鉄千代田線北千住駅まで4駅・約10分、北千住駅から千住キャンパスまで徒歩約5分

また、今回設置する博士後期課程における専任教員の配置に関しては、上野キャンパスにキュレーション領域、千住キャンパスにアートマネジメント領域及びリサーチ領域が各々配置され、これに対応して学生も各々の領域に分属されることになるが、履修科目においても主任指導教員による開設・指導科目が主体であり、単位取得及び研究指導のために、キャンパス間の移動を要することは殆ど想定されない。

学生による領域を横断するようなプロジェクト等の実施に関しては、上記のとおり両キャンパスは至近距離であり、異なるキャンパスにいてもリアルタイムに共同作業が可能なグループウェア等のIT環境も提供しているため、支障は生じない。

## 10. 管理運営

### 10.1. 全学的なマネジメント体制

国立大学法人法に基づく役員会、教育研究評議会、経営協議会が置かれ、また理事及び副学長が学長を支え、理事の下には理事室を置き、理事の担当業務に係る企画立案・実施を行なう体制となっている。

さらに大学改革を推進するため、学長が議長となり大学改革に関する重要事項を審議する大学改革プラン推進会議や、グローバル化を進めるための理事が委員長となるグローバル戦略推進委員会及び外部委員よりなるグローバル戦略評価・検証委員会を新たに設置し、また学長の強力なリーダーシップを支えるため、学長特命及び学長特別補佐を設け、補佐体制の充実を図って

いる。

また、これまで学部学科・講座単位で専門分化されていた教員所属組織を大胆に見直し再編し、新たに「芸術研究院」を設置することにより、教員採用人事をはじめとする手続等システムの見直しを行うことで、柔軟な教育研究体制が構築できるよう改革を進めている。

## 10.2. 研究科における管理運営体制

既に大学院国際芸術創造研究科における研究科長のリーダーシップに基づく運営体制が構築されており、新たに設置される博士後期課程もその体制のもとに運営される。

研究科教授会のもと、入学試験運営委員会、学生生活委員会、点検・評価委員会が設置され、専門的事項の審議にあたっている。

事務組織に関しては、千住校地事務センターを設置しており、事務長のほか、総務、教務等の担当係を配置し、全6名の体制をとり、国際芸術創造研究科の事務部としての業務、千住校地の管理・運営業務、学生・教員に対する窓口業務にあたっている。なお6名のうち1名は上野校地に常駐しており、上野校地に展開する国際芸術創造研究科の学生・教員に関する業務等にあたっている。

## 11. 自己点検・評価

### 11.1. 大学としての実施体制・実施方法

本学においては、我が国唯一の国立総合芸術大学としての使命・役割を踏まえ、世界水準の教育研究機関としてのプレゼンスを一層向上させるべく、様々な改革に取り組んでおり、とりわけ、「教育研究の質保証」という観点においては、「質の確保」はもとより、PDCAサイクルの実行による不断の検証・改善を通じて、「教育研究の質の更なる向上」を図っていく意味においても、自己点検・評価の実施は極めて重要である。また、大学の管理運営という観点においても、自己点検・評価の実施及び評価結果の反映により改善充実に繋げていくことが重要であり、大学総体としての大学改革・機能強化を果たす上で、必要不可欠なものである。

本学における自己点検・評価の実施体制としては、評価担当理事直轄の組織として「企画・評価室」が設置されており、評価担当理事の下、各学部及

び事務局から選出された教職員により構成される。同室は、本学における自己点検・評価の指針に沿って、大学が自ら設定した目的・目標を評価基準とする（独）大学改革支援・学位授与機構の評価方式に対応した内容として、認証評価及び国立大学法人評価委員会評価とも有機的に連動させつつ評価を実施しており、各種の評価活動に関し、本室が中心となり、企画立案及び評価を実施し、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告する。

学長は、報告された内容と各会議からの意見を踏まえ、学内の関係委員会等の協力を得て、改善方策を策定・実行する。特に本学においては、小規模大学であることの機動性・即応性等のメリットを活かし、学長のリーダーシップの下で、理事、副学長及び学長特命、さらには各学部・研究科長が参画した「学長懇談会」を月2回程度開催している他、役員会に部局長の陪席を求めることで、緊密な情報共有を図っている。

## 11.2. 評価結果の活用等

前述のとおり、本学においては、小規模大学であるメリットを活かし、評価結果の活用、改善方策の策定・実行等についても、学長からのダイレクトな指示の下、全学的な取組を前提として、情報や問題意識の共有化を図りつつ、迅速に対応している。**特に改善が必要な点に関しては、部局毎の取組に委ねるだけでなく、担当理事、副学長と部局長との連携・協力の下で組織的に対応**しており、対応状況・成果等については、役員会をはじめとする各種会議において報告されるとともに、検証することをシステム化することで、学長の管理下において、組織的に履行状況を確認することとしており、評価結果に関しては、報告書として取りまとめるとともに、大学のホームページにおいて公表することとしている。

その他、各部局においても、全学的な評価とは別に基準を定め、自己点検・評価や外部評価も行うなど、部局固有の観点による改善・見直し等を行っているが、本研究科においても、教授会の下に**点検・評価委員会**を設置し、研究分野ごとに点検・評価委員を任命し、自己評価を実施する体制となっている。

## 12. 情報の公表

本学では、大学のホームページにおいて、大学の理念・目的やアクションプランをはじめ、国立大学法人として義務づけられている中期目標・中期計画や財務



情報等を公表するとともに、各学部・研究科等における教育課程やシラバス、教員情報等について、芸術大学ならではの視点で視覚的に訴えるメッセージ性のある内容で発信しており、さらに、学則等の学内規程や、学生定員、学生人数、教員人数等基本となる情報を公表している。

### **東京芸術大学ホームページ**

【<http://www.geidai.ac.jp>】

また、本研究科においても、独自にホームページを設け、教育研究活動等に関する情報をはじめ、研究科におけるニュースやトピックス、学生自身の論考等を積極的に発信している。

### **大学院国際芸術創造研究科ホームページ**

【<http://ga.geidai.ac.jp/>】

なお、公表項目内容を公開している大学ホームページのアドレスは以下のとおり。

- ①大学の教育研究上の目的に関すること。
- ②教育研究上の基本組織に関すること。
- ③教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- ⑦校地、校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関すること。
- ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

※上記①～⑨

【[http://www.geidai.ac.jp/information/info\\_public/education\\_announce](http://www.geidai.ac.jp/information/info_public/education_announce)】

⑩その他

#### ◆東京芸術大学規則集

【[http://www.geidai.ac.jp/kisoku\\_koukai/index.html](http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/index.html)】

#### ◆法定公開情報

※独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条の規定に基づき、公開する情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条の項目）評価に関する報告

【[http://www.geidai.ac.jp/information/info\\_public/legal](http://www.geidai.ac.jp/information/info_public/legal)】

## 13. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

### 13.1. 大学としての取組

ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関して、本学においては、教育担当理事直轄の組織である「教育推進室」の下に「FD対策部会」を設置し、授業内容、方法等の改善・向上に関する全学的なアクションプラン等を企画・立案しており、例えば、WEBシステムを導入した学生による授業評価アンケートや教員による授業の相互参観等の具体的なFD活動等について、各部局の教務委員会等と連携しつつ実行するとともに、実施した結果についての分析・検証を行い、その結果を教員個人及び全学的にフィードバックすることにより、教育内容等の質の向上を図っている。

本学の場合、芸術大学としての特殊性から、カリキュラムにおいて、所謂「実技科目」に係るウェイトが大きいことから、実技科目に係る教育方法・教育内容等の改善・充実は必要不可欠であるが、この点に関して、上記FD対策部会において、各部局や分野の特性を踏まえた実技指導の在り方等において、これまでの実績を活かしながら不断の検証を行い、教育の質が恒常的に確保されるよう努めており、教員個々人に対しても、創作・演奏活動等、自身の芸術活動を学外等で展開する中で、実践力に磨きをかけるよう組織的に促すことで、教育の質向上に繋げているところである。

また、本学の教育における特徴の一つが「講評会」の実施である。講評会は、課題終了時や学期末に実施される学生の成績評価であり、学生一人に対し、科・専攻のほぼ全教員により講評・評価が行われる会である。複数教員の合議プロセスにより成績が決定されることで、成績評価の客観性・厳格性が担保されると同時に、教員においても、教員同士の成績評価の妥当性の検証や、一つの作品についての議論形成により、お互いの審美眼や芸術観、教育理念等の議論・意見交換の場となっている。さらに、講評会の実施においては、国内外から様々な分野の教育者や研究者、アーティスト等外部専門家を招聘し、評価者に加えることも多く、外部の視点・意見による実践的なFD機能を有している。なお、実施された講評会の記録は、各学部教務委員会、又は教授会にて検証が行われている。

### 13.2. 研究科としての取組

本研究科においては、高度専門職業人養成に重点を置いた実践的なカリキュラム編成となっていることから、求められる教員の資質としても、各々の分野・領域における卓越した教育研究力を基盤としつつ、特に実践力に重点を置いた指導力が期待される。そのため、本研究科教授会の下に「FD対策部会」を設置し、研究科における教育研究ポリシーに基づいた独自の視点で教員の資質向上に取り組んでいる。

例えば、既設研究科同様に、学生による授業評価アンケートや講評会等を実施し、評価結果を活用して、特に実践力に着眼した教育内容・教育方法等の推進のための検証・改善を重点的に行うとともに、海外を含めた関係機関等の一線級教育者・研究者等との共同ワークショップを定期的で開催し、人材育成プログラムや教育内容・方法等について検討することで、プログラム改革を含めた教育改善を行うなど、本研究科における実践的な教育研究活動の質的向上が継続的に図られるよう、総合的なFDを実施していく。

## 【用語集】

インスタレーション	鑑賞者がその「場」において体験できる芸術作品、空間芸術のこと。作品のみならず、周囲の環境をも作品の中に取り込んでいくという表現方法。
キュレーター	文化芸術について専門的な知識を持ち、展覧会等を企画する職業のこと。学芸員。巧みなテーマ設定や作品の選択、ディスプレイなどによって忘れがたい体験を演出するとともに、展覧会などの実践を通じ、社会に対して批評や思想の提案を行なう。
キュレーション	テーマ設定や作品の選択、ディスプレイなどの演出およびそのテーマ設定に至った社会背景や美学的コンセプトなどを批評や論文の形で発表する、キュレーターが行う活動のこと。
アートマネジメント	芸術を社会に届ける活動。展覧会や演奏会などプログラムの企画運営、財源確保、支持者拡大、教育普及プログラムの企画、助成金にまつわる業務、法律や行政主体との間の調整、市民との関わり作りなど、芸術に関わる調整と事業の運営・経営の両方を指す。
ビエンナーレ	2年に1回開かれる国際美術展のこと。
トリエンナーレ	3年に1回開かれる国際美術展のこと。
フィランソロピー	個人や企業による公益活動や、社会貢献活動、寄付行為のこと。
パフォーミングアーツ	演劇、舞踊、音楽など、舞台芸術のこと。
ドラマトゥルギー	戯曲の創作や構成についての技法、あるいは演劇に関する理論・法則・批評などの総称。舞台芸術作品を制作する過程で、芸術家（演出家など）とともに、時代背景や文化背景、特定の技法などを補完したり、批評的視点を提供する役割をドラマトゥルグと呼ぶ。
パラダイムシフト	その時代や分野において当然のことと考えられていた認識や思想、社会全体の価値観などが革命的にもしくは劇的に変化すること。

## 【別添資料目次】

- 資料 1 「文化芸術立国中期プラン（概要）」
- 資料 2 「文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術で未来をつくる－  
（第4次基本方針）ポイント」
- 資料 3 「東京芸術大学 学長宣言2014～目指すは“世界の頂”～」／「東京芸術  
大学 大学改革・機能強化推進戦略～“世界の頂”へと飛躍するための新  
たな挑戦～」
- 資料 4 「Overseas PhD Course in Arts Management, Curation and Cultural  
Research」
- 資料 5 「キュレーション及びアートマネジメントのPhDに関するロイヤル・カ  
レッジ・オブ・アート(RCA)及びロンドン大学ゴールドスミスカレッジ  
の事例について」
- 資料 6－1 「Postgraduate course/Arts Management, Arts Administration etc.」
- 資料 6－2 「Undergraduate Course/Arts Management, Arts Administration etc.」
- 資料 7 「東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科の設置について」
- 資料 8 「大学院国際芸術創造研究科 平成28年度外国人招聘実績」
- 資料 9 「グローバル時代をひらく 東京芸大大学院 国際芸術創造研究科  
（H29年1月11日（水）日本経済新聞記事）」
- 資料10 「平成28年度 国際芸術創造研究科アートプロデュース専攻において実  
施された研究分野を横断するプロジェクト例」
- 資料11 「「グローバル時代の芸術文化概論」シラバス」
- 資料12 「国際芸術創造研究科 アートプロデュース専攻（D）履修モデル例」
- 資料13 「院生室整備（拡張）計画」
- 資料14 「基礎となる修士課程及び既設研究科との関係」
- 資料15 「大学院国際芸術創造研究科修士課程授業科目一覧」

# 文化芸術立国中期プラン(概要)

～2020年に、日本が「世界の文化芸術の交流のハブ」となる～

〔現在〕 「世界に誇る我が国の文化力」を保有

〔例:各地で行われる芸術祭, 祭り・郷土芸能, 神社・寺院  
古民家, 創造都市, 美術館・博物館・劇場〕

我が国の強み  
=「国力」

〔2020年までの期間〕 「国力」である文化力の強化期間

2020年までに、日本各地の文化力の顕在化、  
基盤の計画的な強化

掘り起こし+育てる+発信

< 人をつくる >

(施策例)



福島市の小学校で

- ・ 子供の文化芸術体験の充実
- ・ ファシリテーターの育成  
(芸術をかみ砕いて, 楽しく解説する人材)
- ・ 伝統芸能・伝統工芸後継者育成
- ・ 新進芸術家の海外研修
- ・ 学校での体験型ワークショップ充実
- ・ トップレベルの芸術活動への支援
- ・ 芸術系大学の実践的カリキュラム開発

< 地域を元気にする >

(施策例)



©第31回ヨコハマカ  
ーニバル

- ・ 文化財の保存修理・防災対策抜本強化  
(建造物根本修理適正周期の150年を目指す)
- ・ 総合的管理方針を持つ史跡, 名勝  
(現在400件→800件へ)
- ・ 歴史文化基本構想策定自治体数  
(現在20地域→100地域へ)
- ・ 創造都市ネットワーク加盟自治体数  
(現在32→170へ)
- ・ 寄附文化の醸成

< 世界の文化交流のハブとなる >

(施策例)



米国で雅楽のワー  
クショップ

- ・ 「伝統+ポップカルチャー」で発信強化
- ・ 海外発信サイトの充実  
(訪問回数100万回→200万回へ)
- ・ 衣食住の海外発信を強化
- ・ メディア芸術祭の強化
- ・ ジャパン・ウィークを通じた発信
- ・ 世界創造都市サミットの開催
- ・ 東アジア文化交流使構想実現
- ・ 東アジア文化都市での交流事業

施設・組織、  
制度の整備

強固な文化力の  
基盤形成

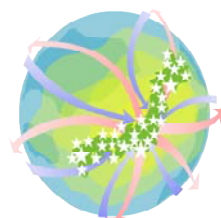
2020年

『文化の国』

世界に尊敬され、愛される

全国の自治体、芸術家等  
とともに、文化イベント

日本津々浦々で、  
文化での発信/人の往来



## はじめに

昨年、9月7日のI O C総会において、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることが決定された。この2020年は、単に五輪開催の年という位置付けに止まるのではなく、近年の歴史上、我が国の大きな節目であった明治維新や終戦に続く、「第3の大きな社会変革の機会」として位置付け、新しい日本の飛躍・創造の年にしたいと考える。



日本全国を見渡せば、各地に有形・無形の多様な文化遺産がある。また、地域の自然、伝統や、若い世代の新たな発想を取り入れた文化芸術活動など、それぞれのまちの個性を生かした創造的・継続的なまちづくりも始まっている。

私は、2020年をターゲットイヤーとして、こうした世界に誇る日本各地の文化力を生かした取組（各地域の文化芸術活動、有形・無形の文化遺産を活用した取組、海外発信・世界との交流を目指した国際イベントなど）を、全国の自治体や、多くの芸術家等関係者と共に、日本全国津々浦々で進めることとしたい。このための基盤整備を計画的に行うことで、2020年には、日本が「世界の文化交流のハブ」となることを目標に掲げている。

そのロードマップと2020年の具体的な姿を、私の案として取りまとめたのがこの『文化芸術立国中期プラン』である。この案を一つの素材として、文化審議会において引き続き審議を深め、その審議を踏まえた上で、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次方針）」を、政府の方針として定め、具体的施策として実行していきたい。なお、言うまでもなく、この案に盛り込まれた施策のうち、実行可能なものについては、即座に実施していくこととする。

各位におかれては、この案に対して、大所高所から様々な御意見を下さることを期待申し上げます。

平成26年3月

文部科学大臣

下村 博文

# 文化芸術の振興に関する基本的な方針 —文化芸術資源で未来をつくる— (第4次基本方針)ポイント

## <今回の改訂のポイント>

- 対象期間を、2020年度までのおおむね6年間(平成27年度～平成32年度)
- 第3次方針策定時(平成23年2月)以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示(地方創生, 2020年東京大会, 東日本大震災等)
- 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示

### 【我が国が目指す文化芸術立国の姿】

- ✓ あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加, 鑑賞体験ができる機会の提供
- ✓ 2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開
- ✓ 被災地からは復興の姿を, 地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
- ✓ 文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出

- 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

### 【成果目標・成果指標】

- 日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合(2014年1月:50.5%→2020年に約6割へ)  
 地域の文化的環境に対して満足する国民の割合(2009年11月:52.1%→2020年に約6割へ)  
 寄付活動を行う国民の割合(2009年11月:9.1%→2020年に倍増へ)  
 鑑賞活動をする国民の割合(2009年11月:62.8%→2020年に約8割へ)  
 文化芸術活動をする国民の割合(2009年11月:23.7%→2020年に約4割へ)  
 訪日外国人旅行者数(2014年:1,341万4千人→2020年に2000万人へ)

## 第1 社会を挙げての文化芸術振興

- ✓ 地方創生:文化芸術, 町並み等を地域資源として戦略的に活用し, 地方創生の起爆剤に!
- ✓ 2020年東京大会:全国津々浦々で, あらゆる主体が『文化プログラム』を展開, 多くの人々が参画  
→2016年リオ大会後, オリンピック・ムーブメントを国際的に高める取組を実施し, 機運の醸成
- ✓ 東日本大震災からの復興:文化芸術の魅力で, 国内や世界のモデルとなる『新しい東北』の創造
- ✓ 文化芸術への公的支援を, 戦略的投資と位置づけ, 文化芸術振興への支援を重点化

## 第2 文化芸術振興に関する重点施策

文化芸術振興のための5つの重点戦略を定める。

### 重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

- ✓ 芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど, 我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援
- ✓ 日本と海外との多様な芸術交流など, 分野の特性に配慮しつつ, 戦略的かつ工夫を凝らした創造活動の推進
- ✓ 地域の多様な主体による文化政策の立案
- ✓ 国内外の芸術家を積極的に地域へ受け入れる取組への支援
- ✓ 文化芸術創造都市の全国的ネットワークの充実・強化, 観光・産業振興との連携
- ✓ 日本版アーツカウンシル
- ✓ 障害者の芸術活動の振興
- ✓ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興
- ✓ 全国の公演や文化芸術イベント等の情報発信
- ✓ 2020年東京大会を見据えたファンドへの協力要請, 民間企業等の活動の促進



重点戦略2: 文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ✓子供や若者の「創造力」と「想像力」の育成
- ✓学校における芸術教育の充実
- ✓雇用の増大を念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材育成・活用
- ✓指定管理者制度の理解の促進
- ✓伝統文化を支える技術・技能の伝承者に対する支援

重点戦略3: 文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

- ✓文化財の適切な状態での保存・継承
- ✓文化財の積極的活用による、各地域の地域振興・観光振興等
- ✓「日本遺産(Japan Heritage)」認定の仕組みの創設
- ✓歴史文化基本構想による地域の文化財の総合的な保存・活用
- ✓ユネスコの世界文化遺産や無形文化遺産への推薦・登録の積極的推進
- ✓水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究

重点戦略4: 国内外の文化的多様性や相互理解の促進

- ✓日本の芸術作品や芸術家・文化人等の海外展開
- ✓国内外の国際的芸術イベントの充実
- ✓文化施設や大学における文化発信・交流の活動・内容の充実
- ✓デジタルアーカイブ化(映画、舞台芸術、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、建築、文化財等)の促進や分野横断的整備の検討、我が国のメディア芸術を広く海外に発信
- ✓日本各地の文化創造と国際的発信の拠点づくりの推進
- ✓文化施設等をユニークベニュー(\*1)として公開・活用し、MICE(\*2)の誘致や開催  
(\*1)ユニークベニュー: 歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。  
(\*2)MICE: Meeting(企業等のミーティング)、Incentive(企業等の報奨・研修旅行)、Convention(国際会議)、Exhibition/Event(展示会・イベント)の総称。
- ✓我が国の高度な文化遺産保護に係る知識・技術・経験を活用した国際協力の推進
- ✓東アジア文化都市の取組、東アジアにおける若い世代の芸術家等の交流の推進
- ✓外国人に対する日本語教育の推進

重点戦略5: 文化芸術振興のための体制の整備

- ✓国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実
- ✓『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針』に基づく取組の推進
- ✓文化政策の形成に寄与する基礎的なデータの収集や各種調査研究
- ✓デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備

### 第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法に定める文化芸術振興の基本理念に基づき、以下の事項ごとに具体的施策を定める。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 文化芸術各分野の振興  | 2 地域における文化芸術振興 |
| 3 国際交流等の推進    | 4 芸術家等の養成及び確保等 |
| 5 国語の正しい理解    | 6 日本語教育の普及及び充実 |
| 7 著作権等の保護及び利用 | 8 国民の文化芸術活動の充実 |
| 9 文化芸術拠点の充実等  | 10 その他の基盤の整備等  |